

議案第85号

大阪市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(保護施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「設備運営基準」という。）及び児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第3条第2項に定めるところによる。

2 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営されていなければならない。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第4条 設備運営基準（設備運営基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している保護施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

生活保護法に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

生活保護法（抄）

（保護施設の基準）

第39条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 - 3 省 略